

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）新旧対照表（抄）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第二十三条の六まで（現行のとおり）</p> <p>（指導及び助言）</p> <p>第二十四条 知事は、特定建築主に対し、当該特定建築物等について第二十条（第二十一条の二第二項で準用する場合を含む。）又は第二十条の二（第二十一条の二第二項で準用する場合を含む。）に規定する措置の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、環境への配慮のための措置及び再生可能エネルギーを利用するための設備の導入に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。</p> <p>2及び3（現行のとおり）</p> <p>第二十五条から第百三十一条まで（現行のとおり）</p> <p>（深夜の営業等の制限）</p> <p>第百三十二条（現行のとおり）</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、<u>準住居地域</u>及び<u>田園住居地域</u>（知事が指定する区域を除く。）</p> <p>二（現行のとおり）</p> | <p>目次（略）</p> <p>第一条から第二十三条の六まで（略）</p> <p>（指導及び助言）</p> <p>第二十四条 知事は、特定建築主に対し、当該特定建築物等について第二十条又は第二十条の二（第二十一条の二第二項で準用する場合を含む。）に規定する措置の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、環境への配慮のための措置及び再生可能エネルギーを利用するための設備の導入に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。</p> <p>2及び3（略）</p> <p>第二十五条から第百三十一条まで（略）</p> <p>（深夜の営業等の制限）</p> <p>第百三十二条（略）</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び<u>準住居地域</u>（知事が指定する区域を除く。）</p> <p>二（略）</p> |

第百三十三条から第百六十五条まで (現行のとおり)

別表第一 工場 (第二条関係)

- 一 (現行のとおり)
- 二 (現行のとおり)
 - (一) から (十二) まで (現行のとおり)
 - (十三) 魚肉又は食肉練製品の製造又は加工
 - (十四) (現行のとおり)
- 三 (現行のとおり)

別表第二から別表第六まで (現行のとおり)

別表第七 工場及び指定作業場に適用する規制基準 (第六十八条関係)

一から四まで (現行のとおり)

五 騒音

| 区域の区分 | | 時間の区分 | 工場及び指定作業場の境敷地と隣地との音量境界線における(単位デシベル) |
|-------|-----------------------|----------|-------------------------------------|
| 種別 | 該当地域 | | |
| 第一種区域 | 一 都市計画法第八条第一項により定められた | (現行のとおり) | (現行のとおり) |

第百三十三条から第百六十五条まで (略)

別表第一 工場 (第二条関係)

- 一 (略)
- 二 (略)
 - (一) から (十二) まで (略)
 - (十三) 魚肉又は食肉練製品の製造又は加工
 - (十四) (略)
- 三 (略)

別表第二から別表第六まで (略)

別表第七 工場及び指定作業場に適用する規制基準 (第六十八条関係)

一から四まで (略)

五 騒音

| 区域の区分 | | 時間の区分 | 工場及び指定作業場の境敷地と隣地との音量境界線における(単位デシベル) |
|-------|-----------------------|-------|-------------------------------------|
| 種別 | 該当地域 | | |
| 第一種区域 | 一 都市計画法第八条第一項により定められた | (略) | (略) |

二 (現行のとおり)

備考 (現行のとおり)

六 振動

| 区域の区分 | | 種別 | 該当地域 | 時間の区分 | 工場及び指定作業地の境界線におおける大きさ(単位デシベル) |
|----------------|-----------|-----------|------|-----------|-------------------------------|
| 第一種区 | 第二種区 | | | | |
| 一から七まで(現行のとおり) | 八(現行のとおり) | 九(現行のとおり) | | り(現行のとおり) | (現行のとおり) |
| | | | | り(現行のとおり) | (現行のとおり) |
| (現行のとおり) | | | | り(現行のとおり) | (現行のとおり) |

備考 (現行のとおり)

七 悪臭

| 別種 | 区域の区分 | |
|-------------|-------------|---|
| | 該当地域 | |
| 定は場又工場又は作業指 | 定は場又工場又は作業指 | 悪臭原因物である気体は、指定作業場の排出施設における悪臭の許容限度に係る当該工場又は指定作業場の排出施設から排出される他の気体 |
| | (現行のとおり) | り(現行のとおり) |
| 該工場又は作業指 | 該工場又は作業指 | 悪臭原因物である気体は、指定作業場の排出施設における悪臭の許容限度に係る当該工場又は指定作業場の排出施設から排出される他の気体 |

二 (略)

備考 (略)

六 振動

| 区域の区分 | | 種別 | 該当地域 | 時間の区分 | 工場及び指定作業地の境界線におおける大きさ(単位デシベル) |
|-----------|------|----|------|-------|-------------------------------|
| 第一種区 | 第二種区 | | | | |
| 一から七まで(略) | 八(略) | | | (略) | (略) |
| | | | | (略) | (略) |
| (略) | | | | (略) | (略) |

備考 (略)

七 悪臭

| 別種 | 区域の区分 | |
|-------------|-------------|---|
| | 該当地域 | |
| 定は場又工場又は作業指 | 定は場又工場又は作業指 | 悪臭原因物である気体は、指定作業場の排出施設における悪臭の許容限度に係る当該工場又は指定作業場の排出施設から排出される他の気体 |
| | (略) | (略) |
| 該工場又は作業指 | 該工場又は作業指 | 悪臭原因物である気体は、指定作業場の排出施設における悪臭の許容限度に係る当該工場又は指定作業場の排出施設から排出される他の気体 |

| | |
|--------------|-------------|
| 域区種三第及び域区種二第 | り)と(現 お行 |
| | り)と(現 お行 |
| | り)と(現 お行 |
| | り)と(現 お行 |
| | り)と(現 お行 |
| | り)と(現 お行 |
| | り)と(現 お行 |
| | り)と(現 お行 |
| | り)と(現 お行 |
| (現行のとおり) | |

備考 (現行のとおり)

別表第八から別表第十一まで (現行のとおり)

別表第十二 深夜営業等に関する規制基準 (第百三十二条関係)

| 区域の区分 | | 音源の存在する敷地と隣地との境界線における音量(単位:デシベル) |
|------------------------|--|----------------------------------|
| 種別 | 該当地域 | |
| 第一種区域 | 一及び二 (現行のとおり) 三 田園住居地域 (現行のとおり) 四 前各号に掲げる地 五 地城に接する地先及び水面 | (現行のとおり) |
| 第二種区域 から第四種区域 まで | (現行のとおり) | (現行のとおり) |
| (現行のとおり) | | |

備考 (現行のとおり)

| | |
|--------------|-----|
| 域区種三第及び域区種二第 | (略) |
| | (略) |
| | (略) |
| | (略) |
| | (略) |
| | (略) |
| | (略) |
| | (略) |
| | (略) |
| (略) | |

備考 (略)

別表第八から別表第十一まで (略)

別表第十二 深夜営業等に関する規制基準 (第百三十二条関係)

| 区域の区分 | | 音源の存在する敷地と隣地との境界線における音量(単位:デシベル) |
|------------------------|---|----------------------------------|
| 種別 | 該当地域 | |
| 第一種区域 | 一及び二 (略) 三 (新設)(略) 四 前各号に掲げる地 及び地城に接する地先及び水面 | (略) |
| 第二種区域 から第四種区域 まで | (略) | (略) |
| (略) | | |

備考 (略)

別表第十三 日常生活等に適用する規制基準（第百三十六条関係）

一 騒音

| 区域の区分 | | 時間の区分 | 音源の存する敷地 と隣地との境界線 における音量（単 位デシベル） |
|----------------------------|------------------------|--------------|--|
| 種別 | 該当地域 | | |
| 域第一種区 | 一及び二（ ） （現行のとおり） | （現行のと おり） | （現行のと おり） |
| | 三 （現行のと おり） | （現行のと おり） | （現行のと おり） |
| | 四 （現行のと おり） | （現行のと おり） | （現行のと おり） |
| | 五 （現行のと おり） | （現行のと おり） | （現行のと おり） |
| | 六 （現行のと おり） | （現行のと おり） | （現行のと おり） |
| 域第二種区 から 域第三種区 まで | （現行のと おり） | （現行のと おり） | （現行のと おり） |
| （現行のとおり） | | | |

備考（現行のとおり）

二 振動

| 区域の区分 | | 時間の区分 | 振動源の存する敷地 と隣地との境界線 における地盤の 大きさ（単 位デシベル） |
|-------|------|-------|---|
| 種別 | 該当地域 | | |
| | | | |

別表第十三 日常生活等に適用する規制基準（第百三十六条関係）

一 騒音

| 区域の区分 | | 時間の区分 | 音源の存する敷地 と隣地との境界線 における音量（単 位デシベル） |
|----------------------------|-------------------|-------|--|
| 種別 | 該当地域 | | |
| 域第一種区 | 一及び二（ ） （略） | （略） | （略） |
| | 三 （新設） | （略） | （略） |
| | 四 （略） | （略） | （略） |
| | 五 （略） | （略） | （略） |
| | 六 （略） | （略） | （略） |
| 域第二種区 から 域第三種区 まで | （略） | （略） | （略） |
| （略） | | | |

備考（略）

二 振動

| 区域の区分 | | 時間の区分 | 振動源の存する敷地 と隣地との境界線 における地盤の 大きさ（単 位デシベル） |
|-------|------|-------|---|
| 種別 | 該当地域 | | |
| | | | |

| | | | |
|----------|--|----------------|----------|
| 域第一種区 | 一か 八お 九地 城田園住居 り(現行のと おり) | おり(現行のと おり) | (現行のとおり) |
| 域第二種区 | (現行のとお り) | おり(現行のと おり) | (現行のとおり) |
| (現行のとおり) | | | |

備考 (現行のとおり)

| | | | |
|-------|-------------------------------|-----|-----|
| 域第一種区 | 一か (略) (新設) 八 (略) | (略) | (略) |
| 域第二種区 | (略) | (略) | (略) |
| (略) | | | |

備考 (略)